

令和 8 年度福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金実施要領

この要領は、福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金交付要綱に定めるほか、令和 8 年度の本事業の実施に当たり必要な事項について定める。

1 事業概要

(1) 実施主体要件

① 対象事業者

介護福祉士養成施設（福岡県内で 1 校）

② 国及び本県からの要請に応じられること

本事業について、国が採択した民間事業者による課題分析や評価、効果測定等の支援、事業の実施に対しての伴走支援等を行うことを想定している。国の採択した民間事業者が支援等を行うに当たり、必要な協力を行うこと。

また、本事業の期間中及び終了後において、モデル事例の普及促進、施策検討等のため、国及び本県から実施状況等の報告を求められた場合は適宜対応すること。

(2) 補助対象事業

・ ICT 活用支援

① モデル構築の検討・実施体制の構築

介護福祉士養成施設、介護実習施設、ICT 機器を提供する企業等が、本事業を実施するうえで関係者と連携して、モデル構築の仕組みの検討・計画・事業実施・評価等を行う体制を構築すること。

② モデル実施

イ 介護現場で利用されている ICT 機器の導入や周辺機器の整備を行い、介護現場に即した技能を修得した介護福祉士の養成。

ロ 導入した ICT 機器を活用した教育内容の展開と、ICT 機器を活用した教育活動（出席や提出物のクラウド上管理、電子黒板の活用等）により、教育の質の向上を図る取組。

ハ 事業者において ICT 機器を導入するだけでなく、実際の介護現場での ICT 機器の使用手法や活用事例が教育内容に生かされるよう、介護実習施設や企業等と連携した取組。

③ その他の取組

上記のほか、地域の実情、事業計画等に応じて、創意工夫の上、効果があると考えられる取組。

(3) 補助対象期間

福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 2 月 28 日までとする。

(4) 補助に係る留意点

採択予定数：1 校

予算の範囲内で採択する。

選定に当たっては、高齢者地域包括ケア推進課において、応募要件に該当する旨を確認した後、福岡県に設置する本事業に関する選定委員会が「福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金」事業者選定要領の審査基準に基づき、申請書等の審査を行い、選定する。

(5) 補助限度額

20,000千円（補助率：10分の10）

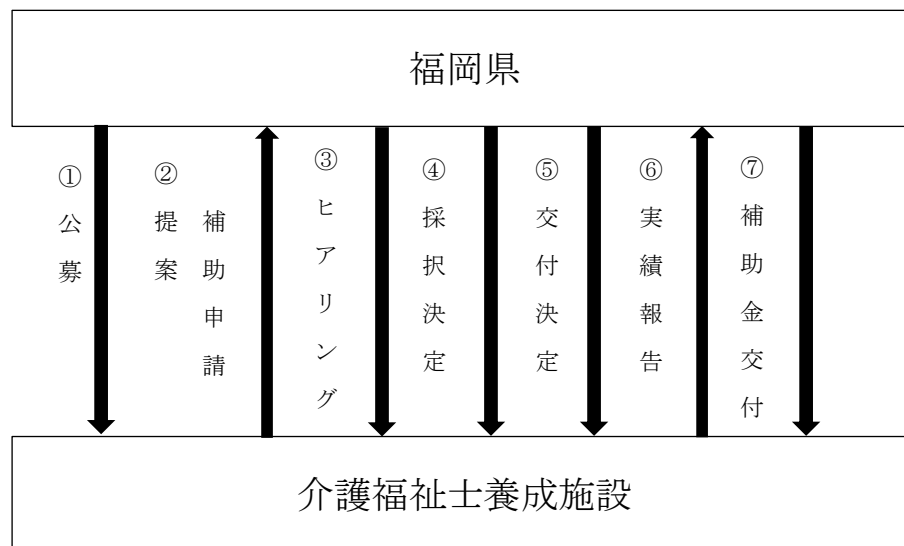
※国の内示によっては変動する可能性があります。

(6) 実績報告

- ・支払い（口座振替等）が令和9年2月28日までに完了していない経費については「補助対象外」となる（3月1日以降の支払いは不可）。
- ・その他、添付書類には本事業による導入効果等の書類を添付すること。

2 事業の提案（公募）

(1) 採択スキーム



(2) 提出書類

公募にあたっての提出書類は表1のとおりとする。

表1 提出書類一覧（○：必ず提出、△：必要に応じ提出）

事業提案書（様式第1）	○
事業詳細の説明資料等（任意様式） ※事業提案書の補足資料等あれば提出してください。	△
その他参考資料 ※見積書等	△
交付申請書類一式（様式1、様式1－2、様式1－3、 様式1－4、様式1－5、その他添付書類）	○

注1：提出資料は返却しません。

注2：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けできません。

（3）事業提案書等提出期限

日時：令和8年7月29日（水）17時

事業の提案に当たっては、本実施要領、交付規則及び交付要綱を熟読の上、提出すること。

（4）提出先

福岡県 保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室 宛
担当：高塚

電子メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

電話：092－643－3327 FAX：092－643－3253

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（5）提出方法

電子メールにより提出すること。

ただし、交付申請書（様式1）については、郵送又は持参により提出すること。

3 提案の審査

（1）審査の方法

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室に設置する「福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金」事業者選定委員会により行うものとし、事業提案書の内容を総合的に審査し、優秀な事業提案を行った一の者を選定する。

提案書の内容等について、県から提案書を提出した事業者に対し、ヒアリングを行うことがある。

（2）審査の時期

8月上旬予定。

本業務の審査については、国の予算確定後に行う。

（3）評価方法

事業提案書について、委員会を構成する委員ごとに表2の配点に基づき採点を行い、合計点数（100点）の高い者から、予算の範囲内で事業者として選定する。

表 2 事業提案書に係る評価項目（１００点満点）

項 目	配 点
ア 事業実施計画の妥当性	３０
イ 連携体制の妥当性	３０
ウ 事業実施体制の妥当性	２５
エ 公益性	１０
オ 活用調査提出の有無	５
計	１００